

《別添資料》

「国が定める利用者負担限度額段階（第1～3段階）」 に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。なお、令和3年8月1日以降第3段階がさらに細分化され、第3段階①、第3段階②に分かれます。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いいただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階①・第3段階②の認定要件は下表のとおりです。

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員 (世帯を分離している配偶者を含む) が市民税非課税	本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 650 万円 (夫婦は 1,650 万円)以下
第3段階①		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 80 万円超 120 万円以下	かつ、預貯金等の合計が 550 万円 (夫婦は 1,550 万円)以下
第3段階②		本人の年金収入額+その他の合計所得金額が 年額 120 万円超	かつ、預貯金等の合計が 500 万円 (夫婦は 1,500 万円)以下

※年金収入額は老齢年金等の課税年金だけではなく、非課税年金(遺族年金、障害年金)も含まれます。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得に係る特別控除を除きます。

※65歳未満の第2号被保険者は段階に関わらず、預貯金等の認定要件は合計1,000万円(夫婦は2,000万円)以下です

○その他詳細については、市町村窓口でおたずね下さい。

負担額一覧表（1日当たりの利用料） ※令和6年度の介護報酬改定により令和6年8月以降の負担額に変更があります

1. 介護老人保健施設(令和6年7月まで)

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	390	370	490
第3段階①	650	370	1310
第3段階②	1360	370	1310

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	居住費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	390	430	550
第3段階①	650	430	1370
第3段階②	1360	430	1370

2. 短期入所療養介護(令和6年7月まで)

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	490
第2段階	600	370	490
第3段階①	1000	370	1310
第3段階②	1300	370	1310

(令和6年8月～令和7年7月まで)

利用者負担段階	食費	滞在費	
		多床室	従来型
第1段階	300	0	550
第2段階	600	430	550
第3段階①	1000	430	1370
第3段階②	1300	430	1370